

用語の解説

【人口】

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。「常住している者」については、平成 27 年国勢調査の概要「調査の対象」を参照のこと。

【年齢】

年齢は、平成 27 年 9 月 30 日現在の満年齢である。なお、平成 27 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳とした。

【配偶関係】

配偶関係は、届け出の有無にかかわらず、実際の状態により次のとおり区分した。

- ・ **未婚** まだ結婚したことのない人
- ・ **有配偶** 妻又は夫のある人
- ・ **死別** 妻又は夫と死別して独身の人
- ・ **離別** 妻又は夫と離別して独身の人

【世帯の種類】

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

・ 一般世帯

ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

・ 施設等の世帯

- ・ **寮・寄宿舍の学生・生徒**（世帯の単位：棟ごと）

学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

- ・ **病院・療養所の入院者**（世帯の単位：棟ごと）

病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり

- ・ **社会施設の入所者**（世帯の単位：棟ごと）

老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

- ・ **自衛隊営舎内居住者**（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）

自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

- ・ **矯正施設の入所者**（世帯の単位：建物ごと）

刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

- ・ **その他**（世帯の単位：一人一人）

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

【世帯の家族類型】

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

・親族のみの世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

・非親族を含む世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

・単独世帯

世帯人員が一人の世帯

【3世代世帯】

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

【母子世帯・父子世帯】

・母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

・父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

・母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

母子世帯及び父子世帯に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

【高齢単身世帯・高齢夫婦世帯】

・高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

・高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

【住居の種類】

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

・住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

・住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。

なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

【住宅の所有の関係】

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

・主世帯

間借り以外の次の5区分に居住する世帯

・持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。

・公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

・都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。

・民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

・給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。

・間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

【住宅の建て方】

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分した。

・一戸建

1 建物が1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が1 住宅であればここに含む。

・長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への

出入口をもっているもの

いわゆる「テラスハウス」も含む。

・共同住宅

棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

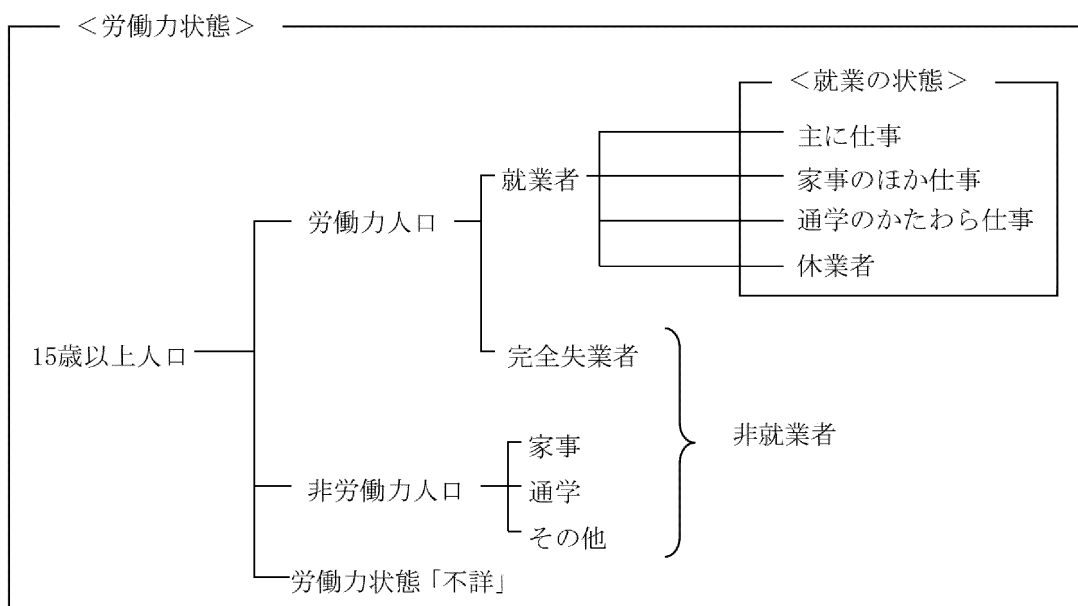
※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。

・その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

【労働力状態】

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



・労働力人口

就業者及び完全失業者

・就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

・主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

・ **家事のほか仕事**

主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

・ **通学のかたわら仕事**

主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

・ **休業者**

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

・ **完全失業者**

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

・ **非労働力人口**

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の人

・ **家事**

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

・ **通学**

主に通学していた場合

・ **その他**

上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

【**労働力率**】

15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合

【**従業上の地位**】

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分した。

・ **雇用者**

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

・ **正規の職員・従業員**

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

・ **労働者派遣事業所の派遣社員**

労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

・パート・アルバイト・その他

- ・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
- ・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

・役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

・雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

・雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

・家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

・家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

【産業】

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

平成 27 年調査の産業分類は、平成 25 年 10 月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっている。

詳しい定義や内容例示については、「平成 27 年国勢調査に用いる産業分類」を参照のこと。

(URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g/pdf/sangyo.pdf>)

産業大分類を 3 区分に集約している場合の区分は以下のとおり。

・第 1 次産業

A 農業、林業 B 漁業

・第 2 次産業

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業

・第 3 次産業

F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業
J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業
M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業
P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

【職業】

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類による。

平成 27 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 21 年 12 月設定）を基に再編成したもので、12 項目の大分類、57 項目の中分類、232 項目の小分類からなっている。

詳しい定義や内容例示については、「平成 27 年国勢調査に用いる職業分類」を参照のこと。

(URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g/pdf/syokugyo.pdf>)

【従業地・通学地】

就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

なお、例えば外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

・ 自区で従業・通学

従業地・通学地が常住している区と同一の区にある場合

・ 自宅

従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）である場合

・ 自宅外

従業地・通学地が自宅以外で、同じ区にある場合

・ 市内他区で従業・通学

従業地・通学地が常住している市の他の区にある場合

・ 県内他市町村で従業・通学

従業地・通学地が常住している県の他の市町村にある場合

・ 他県で従業・通学

従業地・通学地が常住している県と異なる都道府県にある場合

【常住人口（夜間人口）・昼間人口】

・ 常住人口（夜間人口）

調査時に当該地域に常住している人口。夜間人口ともいう。

・ 流出人口

当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口

・ 流入人口

他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口

・ 昼間人口

当該地域の夜間人口から、流出人口を減じ、流入人口を加えた人口

[例：A 市の昼間人口]

A 市の昼間人口＝A 市の夜間人口－A 市からの流出人口＋A 市への流入人口

※流出人口 A 市から A 市以外へ通勤・通学している人口

※流入人口 A 市以外から A 市へ通勤・通学している人口

【昼夜間人口比率】

常住人口（夜間人口）100 人当たりの昼間人口の比率（＝昼間人口÷常住人口（夜間人口）×100）

100 を上回っているときは昼間人口が常住人口（夜間人口）を上回ることを示し、100 を下回っているときは昼間人口が常住人口（夜間人口）を下回ることを示している。

【5 年前の常住地】

その世帯の世帯員が5 年前（平成 22 年 10 月 1 日）にふだん居住（常住）していた市区町村をいい、次のとおり区分した。なお、5 歳未満の者については、出生後にふだん居住（常住）していた場所による。

・現住所

常住者のうち、5 年前の常住地が調査時の常住地と同じ者

・国内

常住者のうち、5 年前の常住地が現住所以外の日本国内の者

・自区内

常住者のうち、5 年前の常住地が同じ区内の他の場所の者

・市内他区

常住者のうち、5 年前の常住地が同じ市内で、他の区の者

・県内他市町村

常住者のうち、5 年前の常住地が同じ県内の他市町村の者

・他県

常住者のうち、5 年前の常住地が他の都道府県の者

・国外

常住者のうち、5 年前の常住地が外国の者